

目黒区の特別養護老人ホーム入所申込をされる方へ

1. 申込資格

- (1) 目黒区に住民票があり、介護保険の要介護認定で要介護3以上の認定を受けた方
- (2) 要介護1・2の方で特列入所の要件に該当する方。(下記の特列入所要件をご確認ください。該当する場合、入所申込書の該当箇所に○を付けた上で具体的な症状や状況を記載してください。)
- (3) 目黒区から養護老人ホームに措置入所している方
- (4) 特別養護老人ホームに入所していない方

【要介護1・2の方の特列入所の要件】

- ア 認知症である方であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2. 申込先

地域包括支援センターまたは高齢福祉課高齢者支援係に申込書を提出してください。

3. 申込期限

- (1) 申し込みは随時受付けておりますが、入所調整に係る会議を年3回実施します。

	申込書(新規・変更)受付	入所調整に係る会議	入所調整結果通知発送
第1回	4月末までの申込	6月	6月下旬
第2回	8月末までの申込	10月	10月下旬
第3回	12月末までの申込	2月	2月下旬

- (2) 受付時間

高齢福祉課 高齢者支援係

月曜日から金曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く)午前8時30分から午後5時まで
各包括支援センター

月曜日から金曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く)午前8時30分から午後7時まで
土曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く)午前8時30分から午後5時まで



裏面もあります。

R8.5月版

4. 入所希望施設

- (1) 現在、目黒区で入所調整を行うのは、区内 10 か所・区外 14 施設の施設（施設一覧参照）です。
- (2) 入所希望は、区内・区外を合わせて 6 か所までできますが、真に希望する施設としてください。希望順位はつけられません。

5. 優先度の決定

- (1) 申込書にご記入いただいた、ご本人及び介護者の状況等を判断基準として、優先度を決定し、優先度の高い方から順次、各施設に名簿を送付します。
- (2) 優先度は入所調整に係る会議で決定し、申込者に調整結果を通知いたします。
- (3) 会議開催ごとに、優先度を見直しますので、ご本人及び介護者の状況に変更があった場合や希望施設を変更する場合は入所申込書(変更)でお知らせください。

6. 入所（契約）

- (1) 入所順番が近づくと、各施設が医療その他の状況を勘案し、入所意思及び状況確認について各施設から連絡があります。
- (2) 入所にあたっては、各施設と入所契約を取り交わすこととなります。

7. 費用

サービス費用の 1 割～3 割、食費、居住費等、日用品費が利用者の負担となります。世帯の収入状況、要介護度、居室種類、施設等によって金額が異なりますが、目安は別紙「参考」をご覧ください。

日常生活費及び支払方法等は、契約の際、施設にご確認ください。

～申請にあたってのお願い～

次の点をご理解の上、申請いただきますようお願いいたします。

- (1) 希望施設から入所の打診があった場合は、基本的にはお断りになりませんようお願いいたします。
- (2) 「今は入るつもりはないが、将来入所するかもしれない」といった予約的な申込みはご遠慮ください。
- (3) 申込み中に目黒区外に転出し住民票を異動した場合、または目黒区と契約していない特別養護老人ホームに入所された場合は、申し込みを取り下げたものとさせていただきます。

《 問い合わせ先 》 目黒区健康福祉部高齢福祉課高齢者支援係
直通電話 03-5722-9352